

第38号議案令和2年度白石市一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び會議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

令和2年5月22日

白石市議会議長 小川 正人 様

発議者 白石市議会議員

沼倉 整介

伊藤 勝美

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

提案理由

4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、12節・委託料としての経営形態調査委託料3,300千円を0千円に減額するものです。

修正の主な理由として、経営形態調査とは、すなわち、刈田総合病院を調査することであり、法的には問題がないとしても、あまりにも不当であり、看過することができないからです。

なぜなら、刈田総合病院は、白石市・蔵王町・七ヶ宿町で構成された白石市外二町組合としての組織であり、一部事務組合であります。なお、地方自治法 284 条には、普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部等を共同処理するために設ける特別地方公共団体であり、法人格を有すると定められております。

そして、一部事務組合は、普通地方公共団体と同様、法人格が認められており、規約で定められた共同処理事務の範囲内において、行政主体として、事務を執行する権能を有しているとされております。つまり、一部事務組合が成立すれば、それによつて共同処理するものとされた事務は、組合を構成する地方公共団体の権能から除外されると解釈されております。

以前から、刈田総合病院の事業運営業務等については、一部事務組合としての白石市外二町組合が組織されているので、白石市議会ではタブー視され、積極的な質問等はできることになっております。

つまり、「一部事務組合で共同処理する事務に対して質問することは、白石市の業務ではないので、法的に認められない。さらに、白石市が負担している刈田総合病院の事業運営業務等については、刈田総合病院と白石市は別個の存在の公共団体等であるので質問できない。ただし、白石市の出資、債務保証の適否や、長の監督権の行使の状況等については質問できる」と言うことではないでしょうか。

それから、本年 4 月 10 日に行なわれた「市長と市議会議員との懇談会」において、私から「指定管理者にした場合のある程度のシミュレーションをしておくべきではないか」との質問に対して、菊地副市長は「やろうとしても、病院のシミュレーションを市の予算でやるわけではない。刈田総合病院の議会を通さなくちゃいけない。ということを理解してもらわなければならない。市の予算ではない。」と明確に答弁されていました。

また、山田市長は、「重点支援区域なんですけども、これは仮に公設民営になっても覆えることはありません。」と、同僚議員の質問に対し、答弁をしておりますが、このように断言できる根拠は何なのか、はなはだ疑問でもあります。宮城県は、「いったん白紙にして、再協議が必要になる。」という認識であり、再協議の場合は、東北大学は撤退して支援は見込めず、重点支援区域の指定は困難というよりも、不可能になることが危惧されるのではないかでしょうか。

仙南医療圏において、中核病院は東北大学が支援している公立病院であります。

刈田総合病院が指定管理としての民間病院になれば、東北大学の支援は無くなり、中核病院との連携もあり得ないと思います。つまり、東北大学が支援する中核病院と、単なる民間病院という刈田総合病院の関係になるだけではないでしょうか。

それから、山田市長が承知しているように、山田市長の持論である指定管理制度の導入については、白石市外二町組合を構成する蔵王町長、七ヶ宿町長は反対しており、医療の最前線で日夜奮闘している病院長、特別管理者も反対し、宮城県も東北大學も同様の意見を表明しております。

本年5月7日に開催された白石市外二町組合正副管理者会議において、宮城県が提案した「宮城県地域医療構想と公立刈田総合病院の目指す姿について」が示され、これをもって、公立刈田総合病院の病床機能の見直しや財政改革を進めることの組織決定がなされました。これは地域医療構想の実現に向けた「重点支援地域」に仙南区域が指定されたことを受け、国の支援を受けて実現しようとするものです。それにも関わらず、その翌日、同僚議員に対して、指定管理による調査委託料を本臨時議会に提案したい旨の説明が副市長よりなされました。正に、刈田総合病院としての組織決定に対する背信行為であると言わざるを得ません。

以前から、刈田総合病院の経営的なことは白石市外二町組合議会で議論するという規定があるにもかかわらず、なぜ、市の予算ができるようになったのか、地方自治法に違反するとまでは言えないとしても、不当でもないということなのでしょうか。

やはり、今回の刈田総合病院に関する経営形態調査委託料3,300千円の予算是、刈田総合病院の経営について踏み込んだものであり、管理者である白石市長、副管理者である蔵王町長、七ヶ宿町長が協議を重ね、病院議会で議論する案件であり、越権行為のなものでもないと考えます。しかも市長は管理者として、両副管理者の承諾を得ているのか、はなはだ疑問であると言わざるを得ないのではないかと考えます。

いずれにしろ、一部事務組合を構成する白石市が予算を計上し、白石市議会に付議することは、法に反しないとしても、両副管理者から批判的となることが推察されます。また、東北大学、宮城県、病院長、特別管理者からも批判を受け、お互いの関係が、より一層悪化することが危惧されることから、今回の経営形態調査委託料3,300千円の予算を断じて見過ごすことはできません。

最後に、山田市長が「指定管理しかない。」と主張することは構いませんが、但し、それを進めるためには、白石市外二町組合を構成する蔵王町長、七ヶ宿町長、そして、現場を統括する病院長、特別管理者の理解と協力を得て、組織決定事項として進めるべきであると考えます。

よって、以上の理由から、補正予算案の修正動議を提出するものです。

第38号議案令和2年度白石市一般会計補正予算(第2号)に対する修正案

第38号議案令和2年度白石市一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「178,352千円」を「175,352千円」に、「17,995,806千円」を「17,992,806千円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		693,397	22,000 25,000	715,397 718,397
	1 基金繰入金	693,397	22,000 25,000	715,397 718,397
歳入合計		17,817,454	175,352 178,352	17,992,806 17,995,806

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,343,748	927 4,227	1,344,675 1,347,975
	1 保健衛生費	1,130,110	927 4,227	1,131,037 1,134,337
18 予備費		15,652	759 459	16,411 16,111
	1 予備費	15,652	759 459	16,411 16,111
歳出合計		17,817,454	175,352 178,352	17,992,806 17,995,806

令和2年度白石市一般会計補正予算（第2号）修正に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
19繰入金	693,397	22,000 25,000	715,397 718,397	国県支出金 地方債 その他 一般財源
歳入合計	17,817,454	175,352 178,352	17,992,806 17,995,806	

歳 出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
4衛生費	1,343,748	927 4,227	1,344,675 1,347,975	国県支出金 地方債 その他 一般財源
13予備費	15,652	759 459	16,411 16,111	
歳出合計	17,817,454	175,352 178,352	17,992,806 17,995,806	20,400
				22,000 25,000

(単位：千円)

2 歳入
19款 繼入金

1項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	22,000	294,000	1 財政調整基 金繰入金	22,000	22,000	財政調整基金繰入金
	272,000	25,000	297,000		25,000	
計	693,397	22,000	715,397	715,397		
		25,000	748,397			

3 歳出

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源	一般財源	その他			
	国県支出金	地方債	その他						
1 保健衛生 総務費	762,812	927	763,739				927	4,227	0 経営形態調査委託料
		4,227	767,039					3,560	一般管理的経費
計	1,130,110	927	1,131,037				927	4,227	
		4,227	1,134,237						

13 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源	一般財源	その他			
	国県支出金	地方債	その他						
1 予備費	15,652	759	16,411				759		
		459	16,411					459	
計	15,652	759	16,411				759	459	
		459	16,411						